

山梨県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱

（目 的）

第1条 知事は、心身に障害を有する幼児（以下「心身障害幼児」という。）の私立幼稚園、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）への就園を推進するとともに、心身障害幼児の就園する私立幼稚園等の障害児教育の内容を充実させるため予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定 義）

第2条 この要綱において「心身障害幼児」とは、心身に何らかの障害を有し、かつ園長が私立幼稚園等における教育に適すると認めた者で、次の各号の一に該当する障害幼児とする。

- 一 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表の1級から3級に該当する障害幼児
- 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給を受けている障害幼児
（所得制限のために当該扶養手当の支給が停止されている障害幼児を含む。）
- 三 山梨県療育手帳交付規則（平成18年4月1日施行）による療育手帳の交付を受けている障害幼児
- 四 専門医による診断書または児童相談所長の判定により、別表1に掲げる障害の程度と同程度の障害を有すると判断される障害幼児

（補助金の交付対象）

第3条 補助金の交付を申請することができる者は、日々通園可能な満3歳から小学校就学の始期に達するまでの心身障害幼児で別表2に掲げる者を就園させ、次の各

号に該当する条件を満たした学校法人立の私立幼稚園等設置者とする。

- 一 心身障害幼児の保護者から徴収する保育料、その他の費用の額が他の幼児の保護者から徴収する額より高額となっていないこと
- 二 法人組織等が整備され、学校運営が適切かつ合理的に行われていること
- 三 心身障害幼児に係る特殊教育に積極的かつ継続的に取り組んでいること

(補助金交付を受けた者の責務)

第4条 補助金の交付を受けた者は、この補助金の目的を達成するために次の各号に掲げる事項に留意して補助事業を行うように努めなければならない。

- 一 心身障害幼児の教育の実施に必要な教育条件の整備を行うこと
- 二 心身障害幼児を担当する教員には、必要に応じて実務的、専門的知識の習得の機会を与えるとともに全体的な協力体制が整えられるように配慮すること
- 三 心身障害幼児の教育の実施に際しては保護者の理解及び関係機関等の協力を得ること
- 四 心身障害幼児教育の実施の周知を図るためにその旨を極力園則や募集要綱等に明記すること

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助対象経費は、心身障害幼児を就園させることに必要な経常的経費とする。

- 2 この補助金の額は、当該私立幼稚園等に就園する心身障害幼児（以下「対象幼児」という。）の数に、知事が別に定める額を乗じた額の範囲内とする。

(補助金の交付の申請書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金交付申請書（申請書式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 一 事業実施計画書 (第1号様式)
- 二 幼児数及び教職員調書 (第2号様式)
- 三 対象幼児一覧 (第3号様式)

四 対象幼児診断書・判定書 (第4号様式)

五 確認申立書 (第5号様式)

六 資金収支予算書 (第6号様式)

七 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 補助事業の変更(補助金の額の変更を伴う場合に限る)、中止又は廃止をしようとする場合においては、事業計画変更(中止又は廃止)承認申請書(申請書式第2号)をあらかじめ知事に提出して承認を受けること

二 補助金の交付を受けた者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施を明らかにするための必要な書類を整理保管すること

三 前各号のほか補助金の交付の目的を達成するために必要とする事項
(補助金の交付)

第8条 知事は、事業完了後、実績報告書に基づき補助金の額を確定し交付する。

2 補助金の交付決定を受けた学校法人は、精算払いを受けようとするときは、速やかに精算払請求書(申請書式第5号)を知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めたとき、学校法人は、概算払請求書(申請書式第3号)により概算払いの請求をすることができる。

(実績報告書)

第9条 規則第12条の規定による実績報告書(申請書式第4号)には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 事業実績書 (第7号様式)

二 資金収支決算書 (第8号様式)

三 その他知事が必要と認める書類

(秘密の保持)

第10条 学校法人は、この補助金の事務の取扱いには十分慎重を期するとともに、事業の実施にあたり知り得た内容についてはみだりに他に漏らしてはならない。

附 則

1 この要綱は平成2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は平成27年10月8日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は平成28年11月19日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は平成30年12月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は令和元年10月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は令和3年5月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

区 分	心 身 の 障 害 の 程 度
(A) 視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は困難な程度のもの
(B) 聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうちで、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は困難な程度のもの
(C) 知 的 障 害 者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
(D) 肢 体 不 自 由 者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
(E) 病 弱 者 及 び 身 体 虚 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
(F) 言 語 障 害 者	口蓋裂、構音器官の麻痺等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
(G) 情 緒 障 害 者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの
(H) 自 閉 症 者	自閉症又はそれに類するもので、他人との意志疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

別表 2（第 3 条関係）

補助対象となる心身障害児

(1) 幼稚園

当該幼稚園に在籍する園児

(2) 幼稚園型認定こども園

○＝対象幼児 ×＝対象外の幼児（以下同じ）

	1 号認定子ども	2 号認定子ども	3 号認定子ども
単独型	○	○	
接続型	○	○	×
並列型	○	○	×

(3) 幼保連携型認定こども園

- ① 平成 26 年度末時点で幼保連携型認定こども園であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）附則第 3 条第 1 項による みなし認可 を受けた幼保連携型認定こども園の場合：

	1 号認定子ども	2 号認定子ども	3 号認定子ども
旧接続型	○	○	×
旧並列型	○	×	×

- ② 平成 27 年 4 月以降に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 1 項の設置の認可を受けた幼保連携型認定こども園（幼稚園又は幼稚園型認定こども園だった園が、平成 27 年度以降に幼保連携型認定こども園に移行した場合を含む。）の場合：

1 号認定子ども （2 号認定子ども、3 号認定子どもは対象外）

※ 「1 号認定子ども」「2 号認定子ども」「3 号認定子ども」とは、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号のそれぞれに該当するものとして、同法第 20 条第 1 項の認定を受けた保護者の子どものことをいう。

(第 1 号様式)

事業実施計画書

学校法人名

印

幼稚園又は 認定こども園名	経費科目	予算額	所要経費財源内訳			算出基礎
			補助金充 当予定額	学校法人 負担額	その他	
	人件					
	教育研究					
	管理					
	計					
	人件					
	教育研究					
	管理					
	計					
	人件					
	教育研究					
	管理					
	計					
合計	人件					
	教育研究					
	管理					
	計					

添 付 書 類

- 1 年度幼児数及び教職員調書 (第2号様式)
- 2 年度対象幼児一覧 (第3号様式)

(注)

- 1 「補助金充当予定額」の欄には、別に定める基準日現在の対象幼児の数に知事が別に定める補助単価を乗じて得た額を記入すること。
- 2 「予算額」の欄には心身障害幼児教育に係る予算額を記入すること。よって資金収支予算書(第6号様式)の金額と一致する。
- 3 「その他」の欄には他からの補助金及び寄付金等を記入すること。
- 4 2園以上の幼稚園等を設置する学校法人で、複数園が該当する場合は園ごとに記入すること。

(第2号様式)

年度幼児数及び教職員調書

幼稚園又は認定こども園名

1 幼児数

区 分	幼 児 数						合 計
	3 歳 児		4 歳 児		5 歳 児		
	1 号認定	2 号認定	1 号認定	2 号認定	1 号認定	2 号認定	
利 用 定 員	人						
現 員	人	人	人	人	人	人	人
上 記 の う ち 対 象 幼 児 数	人	人	人	人	人	人	人
学 級 数	学 級		学 級		学 級		学 級

※ 「1号認定」「2号認定」欄は、子ども・子育て支援法第19条の認定区分ごとに記載すること。
(幼稚園の場合は、1号認定の欄に記載すること。)

2 教職員数

区 分	園 長 副園長	教 諭	助教諭	講 師	教 育 補助員	事 務 職 員	その他	計
本 務	人	人	人	人	人	人	人	人
兼 務	人	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人	人
上記のうち 対象幼児 担当者数	人	人	人	人	人	人	人	人

3 組別内訳

組名	担任名	対象幼児名	幼児数	左記のうち 対象幼児数		備考
				1号	2号	
			人	人	人	
			人	人	人	
			人	人	人	
			人	人	人	
			人	人	人	
			人	人	人	
			人	人	人	
計			人	人	人	

※ 「左記のうち対象幼児数」欄は、子ども・子育て支援法第19条の認定区分ごとに記載すること。
(幼稚園の場合は、1号の欄に記載すること。)

4 園児納付金

区分	園児納付金月額				入園料	入園時納付金 (施設設備費等)
	保育料	施設設備費	その他	計		
健常児	円	円	円	円	円	円
対象幼児	円	円	円	円	円	円

(注)

- 1 「その他」の欄には、図書費、暖房費等の納付金を記入すること。
- 2 「入園時納付金」の欄には、入園料以外のすべての納付金を記入すること

(第3号様式)

対 象 幼 児 一 覧
幼稚園又は認定こども園名

番号	幼児名	性別	生年月日	年齢	認定区分 (認定こども園のみ)	診療(判定結果)		診療(判定)機関	診療(判定)方法	入園年月日	学級名
						区分	障害の内容及び程度				
					1号・2号						
					1号・2号						
					1号・2号						
					1号・2号						
					1号・2号						
					1号・2号						

(注)

- 「年齢」欄には、補助金の交付を受けようとする4月1日現在の年齢を記入すること。
- 「認定区分」欄には、認定こども園のみ、該当する認定子どもの区分を○で囲むこと。幼稚園は記入不要。
- 「診療(判定)結果」は当該幼児が心身に障害を有していると診療(判定)された時の結果を次の例により記入すること。

例1

区分	障害の内容及び程度
視覚障害	弱視

例2

区分	障害の内容及び程度
情緒障害	自閉的

区分：別表（第2条関係）の区分欄の名称から記入

障害の内容及び程度：診断・判定により具体的に記入

- 「診療(判定)機関」は、診療(判定)を行った児童相談所、医師、医療機関等について第4号様式等により具体的に記入すること。
- 「診療(判定)方法」は、診断書・判定書を作成するために用いたテスト、検査等の名称を記入すること。
- 2園以上を設置する学校法人で、複数園が該当する場合は園ごとに作成すること。

(第4号様式)

対象幼児診断書・判定書

園 児 名				保 護 者 氏 名			
年 齢	才		住 所				
障 害 名							
区 分		(A) 視 覚 障 害 者 (B) 聴 覚 障 害 者 (C) 知 的 障 害 者 (D) 肢 体 不 自 由 者 (E) 病 弱 者 (F) 身 体 虚 弱 者 (G) 言 語 障 害 者 (H) 情 緒 障 害 者 (I) 自 閉 症 者					
障 害 の 内 容 及 び 程 度							
そ の 他 気 が つ い た 事 項							

上記のとおり 診断・判定 する。

年 月 日

診療（判定）機関名

印

(注)

- 1 この診断書・判定書は、山梨県私立幼稚園等特別支援教育費補助金の交付申請の添付書類として以外に使用しないこと。
- 2 これにより知り得た園児の障害の内容については決して他に漏らさないこと。
- 3 身体障害者手帳、特別児童扶養手当認定証書及び療育手帳の写しをもって対象幼児診断書・判定書に代えることができる。

(第5号様式)

確 認 申 立 書

年度の山梨県私立幼稚園等特別支援教育費補助金の交付申請を行うにあたり、別紙「対象幼児一覧」(第3号様式)に掲げる幼児は本(幼稚園・認定こども園)において教育を受けることを希望したので、本(幼稚園・認定こども園)は入園を許可し、教育を行うに際しては保護者からの理解と協力を得、また関係機関等に対する相談等がなされていることを確認し、その事実と相違ないことを申立てます。

年 月 日

法 人 住 所

学校法人名

理 事 長 名

印

幼 稚 園 又 は 認 定 こ ど も 園 名

園 長 名

印

(第6号様式)

資金収支予算書（補助事業に係るもの）

1 収 入

科 目	金 額	算 出 基 礎
合 計		

2 支 出

科 目	金 額	算 出 基 礎
合 計		

年 月 日

学校法人会計基準に従って会計処理を行っていること、私立学校振興助成法に規定する書類を山梨県に提出したうえで本補助金の交付を申請していること並びに上記は山梨県に提出した 年度資金収支予算書からの抜粋であることを証明します。

学校法人名

理 事 長 名

印

(第7号様式)

事業実績書

学校法人名

印

幼稚園又は 認定こども園名	経費科目	決算額	所要経費財源内訳			算出基礎
			補助金充 当額	学校法人 負担額	その他	
	人件					
	教育研究					
	管理					
	計					
	人件					
	教育研究					
	管理					
	計					
	人件					
	教育研究					
	管理					
	計					
合計	人件					
	教育研究					
	管理					
	計					

(注)

- 1 「補助金充当額」の欄には、補助金交付決定額を記入すること。
- 2 「決算額」の欄には心身障害幼児教育に係る決算額を記入すること。よって資金収支決算書（第8号様式）の金額と一致する。
- 3 「その他」の欄には他からの補助金及び寄付金等を記入すること。
- 4 2園以上の幼稚園等を設置する学校法人で、複数園が該当する場合は園ごとに記入すること。

(第8号様式)

資金収支決算書（補助事業に係るもの）

1 収 入

科 目	金 額	算 出 基 礎
合 計		

2 支 出

科 目	金 額	算 出 基 礎
合 計		

年 月 日

上記は山梨県に提出予定の

年度資金収支計算書からの抜粋であることを

証明します。

学校法人名

理 事 長 名

印

(申請書式第1号)

文 書 番 号

年 月 日

山 梨 県 知 事

殿

住 所

学校法人名

理 事 長 名

印

年度山梨県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付申請書

本法人は、 年度において私立幼稚園等特別支援教育事業を実施したいので
山梨県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類
を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- | | | |
|-----|-------------|---------|
| (1) | 事業実施計画書 | (第1号様式) |
| (2) | 幼児数及び教職員調書 | (第2号様式) |
| (3) | 対象幼児一覧 | (第3号様式) |
| (4) | 対象幼児診断書・判定書 | (第4号様式) |
| (5) | 確認申立書 | (第5号様式) |
| (6) | 資金収支予算書 | (第6号様式) |
| (7) | その他 | |

(申請書式第2号)

文 書 番 号

年 月 日

山 梨 県 知 事

殿

住 所

学校法人名

理 事 長 名

印

年度山梨県私立幼稚園等特別支援教育事業計画

変更（中止又は廃止）承認申請書

本法人は、 年 月 日付け 第 号 で交付決定のありました山梨県私立幼稚園等特別支援教育事業について、下記のとおり計画を変更（中止又は廃止）したいので、山梨県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱第7条第1号の規定により承認を申請します。

1 変更（中止又は廃止）の理由

2 計画変更の内容

(注) 2については計画変更の場合のみ記載するものとし、変更前と変更後の内容を対比できる事業実施計画書（第1号様式）を添付すること。

(申請書式第3号)

文 書 番 号

年 月 日

山 梨 県 知 事

殿

住 所

学校法人名

理 事 長 名

印

県 補 助 金 概 算 払 請 求 書

年 月 日 付 け 第 号 で 交 付 決 定 の あ っ た 年 度

山梨県私立幼稚園等特別支援教育費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

記

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既 概 算 交 付 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算払請求額 ④
円	円	円	円

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名
口座名

預金種別 (普通・当座)
NO

(申請書式第4号)

文 書 番 号

年 月 日

山 梨 県 知 事

殿

住 所

学校法人名

理 事 長 名

印

年度山梨県私立幼稚園等特別支援教育費補助金実績報告書

本法人は、 年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった上記補助事業を完了しましたので、山梨県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおりに関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 補助金額 金 円

2 添付書類

(1) 事業実績書 (第7号様式)

(2) 資金収支決算書 (第8号様式)

(3) その他

(申請書式第5号)

文 書 番 号

年 月 日

山 梨 県 知 事

殿

住 所

学校法人名

理 事 長 名

印

県 補 助 金 精 算 払 請 求 書

年 月 日 付 け 第 号 で 交 付 決 定 の あ っ た 年

度山梨県私立幼稚園等特別支援教育費補助金について、次のとおり精算払いの請求を
します。

記

1 精算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既 概 算 交 付 額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回精算請求額 ④
円	円	円	円

3 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名
口座名

預金種別 (普通・当座)
NO